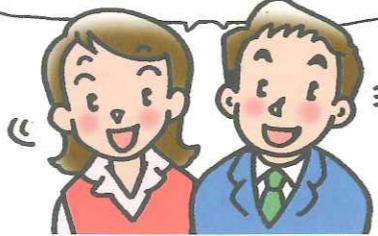


早期発見・報告で虐待を防ぎましょう

虐待は、虐待している本人が悪いことをしていると思っているとしても、自分だけではなかなか止められないものです。虐待に気づいたときには、このページの一番下の相談機関などに早めに相談・報告しましょう。また、生命の危険がある場合には地域包括支援センターや警察への通報も必要です。なお、「高齢者虐待防止・養護者支援法」では虐待の発見者には市町村への通報義務があると定めています。

一人で抱え込んだり、悩まないで!



介護をがんばりすぎている人はいませんか?

高齢者の虐待が増えている原因のひとつには「養護者の心身の疲労」があります。介護は長期にわたるため、家族だけでがんばっても限界があります。「高齢者虐待」は身近に起こりうる問題で、虐待をする人もある意味では被害者といえる場合も少なくありません。心身ともに余裕を持って介護を継続していくためには、次のようなさまざまな社会サービスを活用することが大切です。また、外部の力を借りて養護者の負担を減らすことは、高齢者本人が家族に迷惑な存在になっていると引け目を感じずにつむというメリットもあります。



ホームヘルプ サービス

介護や家事の
支援サービスをします。

こんな 社会サービスが あります



デイサービス

送迎により施設での
食事やサービスをします。

地域の 介護相談センター

専門の相談員
(保健師、介護福祉士、
社会福祉士など)による介護に
についての相談窓口です。

主な相談機関

地域の相談機関

- 地域の介護相談センター
- 地域包括支援センター
- 在宅介護支援センター
- 保健センター
- 保健所
- 社会福祉協議会
- 民生機関
- 病院 など

電話相談

● 高齢者介護支えあい相談 (厚生労働省助成事業)

フリーダイヤル **0120-070-608**

(土日を除く10~15時)*

● (社)認知症の人と家族の会 (旧呆け老人を抱える家族の会)

フリーダイヤル **0120-294-456**

(土日を除く10~15時)*

* すべて祝日・年末年始は休み

● 不明なときは市区町村の総合案内で担当部署名を聞いてみましょう。☞

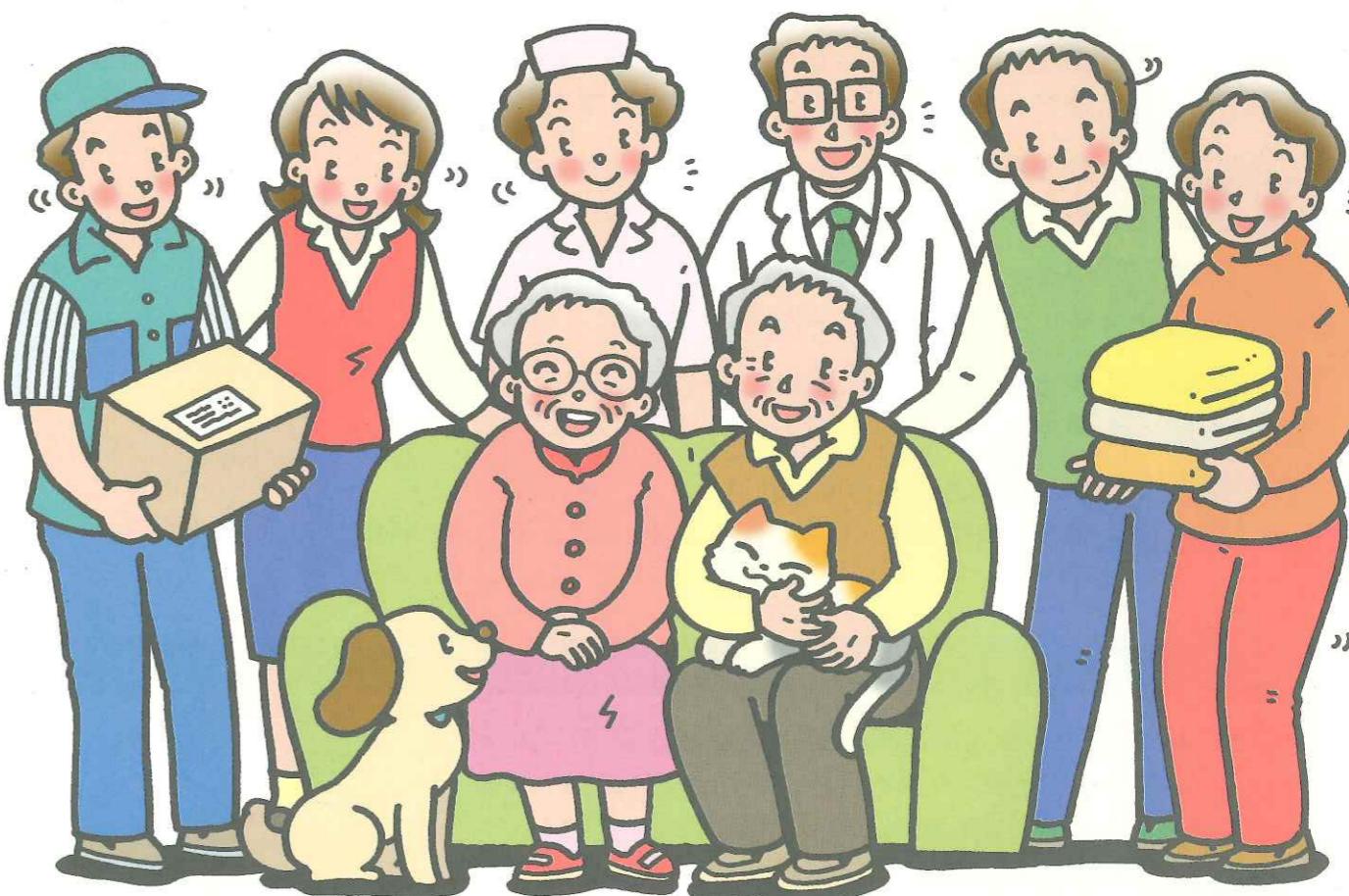
しない

させない

高齢者虐待

誰もが尊厳をもって *** * *

* * * * 生涯を暮らせるために



高齢者虐待の増加にともない「高齢者虐待防止・養護者支援法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行されました。この法には、虐待に気づいた人は市区町村に通報義務があることが定められました。しかし、まだ多くの人に知られるにはいたっていません。

虐待を見つけた場合は早めに通報することが事態が深刻化するのを防ぎます。また社会サービスや地域のネットワークを上手に活用して、養護者に負担がかかりすぎないようにすることも大切です。

高齢者の虐待を防ぎましょう

虐待問題の難しいところは、養護者自身が介護により心身共に疲れ切って、追いつめられていることが少なくないことです。高齢者の虐待を防ぐためには、第三者が介入することで虐待がエスカレートするのを防ぐこと、社会サービスの利用（4ページ参照）などで介護などの負担を軽減する方法をとることなどが重要です。



こんなことが虐待になります

「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、高齢者（65歳以上の人）の虐待とは、家族など養護者（介護者）または養介護施設従事者などによる次のような虐待と定義しています。



- | | |
|--------------------|--|
| 身体的虐待 | ●たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせるなど
●ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に与えるなど |
| 介護・世話の放棄、放任 | ●空腹、脱水、低栄養状態のままにするなど
●おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど |
| 心理的虐待 | ●排せつなどの失敗に対して恥をかかせること
●子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど |
| 性的虐待 | ●懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
●キス、性器への接触、セックスを強要するなど |
| 経済的虐待 | ●本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
●本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど |

気づかずして虐待をしてしまうことも……

高齢者虐待に関する調査では、高齢者の介護や世話をしている半数以上の人人が虐待の自覚がないという結果が出ています。不適切な対応の例を次に紹介しますので、チェックしてみてください。



- 言うことを聞かないで、手を出したり、ののしちたり、逆に無視したりしている。
- 良いこと悪いことをわかってもらうため、たたくなどしてしつけをしている。
- 認知症のため徘徊するので、部屋に閉じこめている。
- 認知症や寝たきりで外聞が悪いので、外出させなかつたり、訪ねてくる人がいても会わせないようにしている。
- 年金手帳、預貯金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 経済的に苦しいので、病院に連れて行くことを控えている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておくことがある。



高齢者の虐待に気づいたら

高齢者の虐待は、当事者に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族などに遠慮していたりすることなどから、周囲には見えにくいものです。また、他者が口を出しにくいこともあります。しかし、虐待を止めることは虐待をしている養護者のためにも必要なことです。迷ったときは、地域包括支援センターなどに相談してみましょう（4ページ参照）。なお虐待を受けている高齢者本人が通報することもできます。通報の秘密は守られます。



通報のあとどうなるのか

家庭で虐待があった場合

通報により、市区町村が立ち入り調査を行い、必要な場合は高齢者を保護します。また、相談支援や居宅サービスの提供など、養護者を支える取り組みをします。



施設などで虐待があった場合

通報により、市区町村や県が法による監督権限を使って業務や適切な運営を確保することなどにより、高齢者の虐待防止や保護を図ります。



虐待が起きない地域づくりのために

見守り

最近姿を見ない。夜になつても部屋の明かりがつかない。



みんなでこんなことに
気をつけてみましょう
例えば……

あいさつを交わす

日常生活での声かけ



元気づけ

道などで会つても元気がないようなときの声かけ

